

処分の種類	指示処分
処分年月日	令和2年3月12日
商号又は名称 (法人の場合は法人番号)	新阪九土地株式会社 (法人番号 8120901006893)
代表者	宇都宮 聖一
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(7)第40471号 平成29年2月20日
主たる事務所の所在地	吹田市
<p>処分等の理由</p> <p>平成29年9月15日に締結された、法人を貸主とし、法人を借主とする、吹田市所在の建物の賃貸借契約に係る媒介業務において、被処分者は調査義務を怠り、4階を適法に使用することが出来ない旨重要事項説明書に記載しなかった。 このことは、業務に関し取引の公正を害する行為として、法第65条第1項第2号に該当する。</p>	